

令和3年度 発掘調査レポート

町社会教育課 ☎ 52・5813



▲ 遺構位置
■ 堂ヶ迫遺跡
2 調査区

2 調査区は平安時代の前期～中期（8世紀末～10世紀）の土坑10基、柱穴約340個、その他の遺構を20確認しています。

柱穴の約340個から今のところ掘立柱建物跡を5棟復元できています。時期は今のところ分かっていませんが、溝状の遺構も20条確認しています。

遺物は、平安時代前期～中期の土師器の皿や須恵器の坏や甕などが出土しています。また縄文時代～弥生時代ごろの安山岩や姫島産の黒耀石などの石器も出土しています。



▲ 柱穴(土器出土)



▲ 発掘体験
■ 堂ヶ迫遺跡
1 調査区

現在、国営緊急は場整備が行われるのに先立って、吉井地区に所在する『堂ヶ迫遺跡』で発掘調査が行われています。

1 調査区では、竪穴建物住居跡や炭が多く残った土坑、平安時代から室町時代のお椀や皿、鍋などが多く見つかりました。また、発掘調査が行われている期間に行われた体験学習は大盛況で、大きな土器のかけらを掘り起こすなど、児童さんだけでなく、保護者の方々も時間を忘れるくらい夢中になっていました。中には「楽しかった。」「またやりたい。」との声も頂きました。

この体験が田布施町の歴史に興味を持ってくれるきっかけになれば幸いです。



▲ 土師器碗(出土)

ご注意ください！工事などの際に地面を掘る計画をされる場合、手続きが必要です

工事などで地面を掘る場合、その土地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するかどうかを確認する必要があります。

掘ってしまうと地面の下の遺跡を壊してしまうことがあるからです。文化財保護法では遺跡を守らなければならないとされているためですが、このことは私たちの共通の財産である文化財を守ることにつながっています。

事業者の皆さんや町民の皆さんが、次の作業などをする際は、田布施町教育委員会社会教育課へお問い合わせください。

- ・団地の開発
- ・新築工事
- ・解体工事をするなど、地面を掘る場合

社会教育課では、お問い合わせいただいた土地が包蔵地に含まれるかどうかの判断をし、必要な手続きなどについてご説明します。

※お問合せの際は、窓口に来ていただくか、問い合わせをする土地の地番をメールやファックスでお知らせください。

◇問合せ先 社会教育課

☎ 25-3185 FAX52-4904

E-mail : shakaikyoiku@town.tabuse.yamaguchi.jp